

1 告示

兵庫県選挙管理委員会告示第111号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び同法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和3年10月19日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

- | | | |
|-------------------|----------------|--------|
| 1 審査分会長 | 佐用郡佐用町大垣内823番地 | 石堂 則 本 |
| 2 審査分会長の職務を代理すべき者 | 明石市東藤江1丁目5番30号 | 梅田 孝 雄 |

兵庫県選挙管理委員会告示第112号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査分会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和3年10月19日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

- | | |
|------|--|
| 1 日時 | 令和3年11月2日 午前10時30分 |
| 2 場所 | 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室 |

2 審査に付される裁判官

裁判官氏名	生年月日	最高裁判所裁判官に 任命された日
みやま たくや 深山 卓也	昭和29年9月2日	平成30年1月9日
おか まさあき 岡 正晶	昭和31年2月2日	令和3年9月3日
うが かつや 宇賀 克也	昭和30年7月21日	平成31年3月20日
さかい とおる 堺 徹	昭和33年7月17日	令和3年9月3日
はやし みちほる 林 道晴	昭和32年8月31日	令和元年9月2日
おかむら かずみ 岡村 和美	昭和32年12月23日	令和元年10月2日
みうら まもる 三浦 守	昭和31年10月23日	平成30年2月26日
くさの こういち 草野 耕一	昭和30年3月22日	平成31年2月13日
わたなべ えりこ 渡邊 恵理子	昭和33年12月27日	令和3年7月16日
やすなみ りょうすけ 安浪 亮介	昭和32年4月19日	令和3年7月16日
ながみね やすまさ 長嶺 安政	昭和29年4月16日	令和3年2月8日

3 投票

(1) 投票結果

区分	当日有権者数		投票者数		投票率(%)		計	前回投票率	前々回投票率
	男	女	男	女	男	女			
神戸市東灘区	79,546	94,028	173,574	46,423	58,36	57.41	57.84	49.52	50.90
神戸市灘区	49,560	58,889	108,449	28,231	33,281	56.51	56.72	48.43	50.14
神戸市中央区	50,676	60,249	110,925	25,257	29,934	49.68	49.76	42.87	43.42
神戸市兵庫区	43,357	46,928	90,285	20,170	22,811	48.61	47.61	42.87	43.54
神戸市北区	84,662	95,285	179,947	44,965	50,408	52.90	53.00	47.43	47.33
神戸市長田区	37,345	41,538	78,883	17,068	19,982	48.11	46.97	42.80	44.33
神戸市須磨区	61,532	72,857	134,389	33,999	40,043	54.96	55.10	49.77	48.84
神戸市垂水区	83,497	97,322	180,819	44,926	51,888	53.32	53.54	46.61	47.89
神戸市西区	95,321	103,987	199,308	50,422	54,704	52.61	52.75	47.07	45.65
神戸市計	585,496	671,083	1,256,579	311,461	357,029	53.20	53.20	46.87	47.25
姫路市第1	91,377	100,897	192,274	45,010	50,395	49.95	49.62	44.71	47.26
姫路市第2	100,059	106,560	206,619	46,148	50,463	47.36	46.76	41.77	45.33
姫路市第3	18,333	19,847	38,180	9,554	10,554	53.18	52.67	47.55	49.34
姫路市計	209,769	227,304	437,073	100,712	111,412	49.01	48.53	43.60	46.57
尼崎市	185,595	200,452	386,047	88,035	98,252	47.43	48.26	41.41	43.54
明石市	119,576	131,226	250,802	60,655	65,749	50.73	50.40	45.25	46.64
西宮市第1	167,143	194,223	361,366	96,613	110,242	56.76	57.24	48.58	51.65
西宮市第2	17,322	18,904	36,226	9,540	10,246	54.20	54.62	48.65	49.61
西宮市計	184,465	213,127	397,592	106,153	120,488	56.53	57.00	48.58	51.46
洲本市	17,250	19,365	36,615	9,138	10,259	52.97	52.98	49.75	50.09
芦屋市	35,295	44,626	79,921	21,757	26,760	61.64	60.71	53.84	56.51
伊丹市	80,622	86,678	167,300	42,634	45,664	52.88	52.78	45.97	48.71
相生市	11,522	12,611	24,133	6,888	7,458	59.14	58.62	54.55	56.22
豊岡市	31,928	34,797	66,725	19,283	20,391	60.40	59.46	62.05	52.77
加古川市	112,872	127,872	240,744	54,173	57,100	50.59	50.76	44.78	47.32
たつの市	30,001	32,859	62,860	18,120	20,410	62.11	61.29	56.44	52.55
赤穂市	18,743	20,687	39,430	10,100	11,146	53.89	53.88	49.66	51.98
西脇市	15,734	17,491	33,225	9,560	10,850	60.76	61.43	57.27	51.01
宝塚市	87,801	105,178	192,979	50,058	57,449	57.01	54.62	49.38	51.40
三木市	30,556	33,320	63,876	16,108	17,089	52.72	51.97	48.47	48.60
高砂市	35,889	38,602	74,491	18,446	20,134	51.40	51.79	45.53	48.25
川西市第1	48,555	56,014	104,569	27,961	31,660	57.59	57.02	50.37	49.40
川西市第2	12,621	14,494	27,115	7,600	8,400	60.22	59.01	52.57	53.17
川西市計	61,176	70,508	131,684	35,561	40,060	58.13	57.43	50.82	50.19
小野市	18,972	20,259	39,231	10,098	10,871	53.23	53.45	47.72	48.20
三田市	43,943	47,964	91,907	25,941	27,663	57.67	58.32	51.28	50.85
加西市	17,548	18,588	36,136	9,803	10,355	55.71	55.78	52.69	51.54
丹波篠山市	16,149	17,829	33,978	9,805	10,475	58.75	59.69	53.45	54.38
養父市	9,165	10,167	19,332	6,183	6,776	67.46	67.03	64.06	61.58
丹波市	24,979	27,617	52,596	14,968	16,180	58.59	59.22	54.30	55.32
南あわじ市	18,646	20,346	38,992	12,380	13,923	66.39	67.46	66.79	62.44
朝来市	11,825	13,004	24,829	7,706	8,476	65.17	65.17	69.18	59.28
淡路市	17,460	19,313	36,773	9,707	10,704	55.42	55.51	52.81	53.64
宍粟市	14,700	16,269	30,969	9,003	10,104	61.24	61.70	56.04	58.22
加東市	15,648	16,377	32,025	8,508	8,970	54.37	54.58	48.86	47.25

区分	当日有権者数				投票者数				投票率 (%)				前回投票率	前々回投票率	
	男		女		男		女		男		女				計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女				
猪名川町	11,879	13,324	25,203	7,184	7,887	15,071	60.48	59.19	59.80	54.95	51.30	51.30			
川辺郡計	11,879	13,324	25,203	7,184	7,887	15,071	60.48	59.19	59.80	54.95	51.30	51.30			
多可町	8,212	8,832	17,044	5,451	5,951	11,402	66.38	67.38	66.90	56.06	54.76	54.76			
多可郡計	8,212	8,832	17,044	5,451	5,951	11,402	66.38	67.38	66.90	56.06	54.76	54.76			
稲美町	12,386	13,192	25,578	6,598	7,226	13,824	53.27	54.78	54.05	49.80	49.39	49.39			
播磨町	13,685	14,713	28,398	6,865	7,441	14,306	50.16	50.57	50.38	45.17	46.83	46.83			
加古郡計	26,071	27,905	53,976	13,463	14,667	28,130	51.64	52.56	52.12	47.39	48.06	48.06			
神戸市	4,425	4,979	9,404	3,130	3,475	6,605	70.73	69.79	70.24	67.92	67.04	67.04			
川町	4,796	5,162	9,958	2,975	3,329	6,304	62.03	64.49	63.31	59.34	55.10	55.10			
福崎町	7,351	8,077	15,428	4,088	4,593	8,681	55.61	56.87	56.27	52.70	54.69	54.69			
神崎郡計	16,572	18,218	34,790	10,193	11,397	21,590	61.51	62.56	62.06	58.84	58.21	58.21			
太子町	13,406	14,351	27,757	7,111	7,700	14,811	53.04	53.65	53.36	49.62	49.76	49.76			
揖保郡計	13,406	14,351	27,757	7,111	7,700	14,811	53.04	53.65	53.36	49.62	49.76	49.76			
上郡町	6,060	6,519	12,579	3,648	4,073	7,721	60.20	62.48	61.38	57.84	55.88	55.88			
赤穂郡計	6,060	6,519	12,579	3,648	4,073	7,721	60.20	62.48	61.38	57.84	55.88	55.88			
佐用町	6,658	7,343	14,001	4,306	4,637	8,943	64.67	63.15	63.87	59.99	62.31	62.31			
佐用郡計	6,658	7,343	14,001	4,306	4,637	8,943	64.67	63.15	63.87	59.99	62.31	62.31			
香美町	6,799	7,599	14,398	4,571	5,105	9,676	67.23	67.18	67.20	64.98	61.50	61.50			
新温泉町	5,619	6,273	11,892	4,536	5,070	9,606	80.73	80.82	80.78	67.24	58.01	58.01			
美方郡計	12,418	13,872	26,290	9,107	10,175	19,282	73.34	73.35	73.34	66.00	59.94	59.94			
市部計	2,056,814	2,300,519	4,357,333	1,102,744	1,232,197	2,334,941	53.61	53.56	53.59	47.74	48.67	48.67			
郡部計	101,276	110,364	211,640	60,463	66,487	126,950	59.70	60.24	59.98	55.11	54.00	54.00			
県計	2,158,090	2,410,883	4,568,973	1,163,207	1,298,684	2,461,891	53.90	53.87	53.88	48.09	48.93	48.93			

(2) 仮投票

総 数	事由による内訳		受理・不受理による内訳	
	投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議がある場合	受理したもの	受理しなかったもの
1	1	0	1	0

(3) 点字投票

総 数	内 訳	
	有 効	無 効
275	265	10

(4) 代理投票

投票当日投票所における代理投票	期日前投票所における代理投票	合 計
899	1,770	2,669

(5) 不在者投票の受理・不受理

投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
	開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
14,583	21	5	26	14,609

4 開票結果
(1) 開票結果

区分	深山 卓也			岡 正晶			宇賀 克也		
	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計
神戸市東灘区	9,889	87,350	97,239	7,386	89,853	97,239	8,520	86,719	97,239
神戸市灘区	6,206	53,412	59,618	4,757	54,861	59,618	5,311	54,307	59,618
神戸市中央区	5,428	48,625	54,053	4,120	49,933	54,053	4,740	49,313	54,053
神戸市兵庫区	3,797	37,814	41,611	3,070	38,541	41,611	3,563	38,048	41,611
神戸市北区	7,845	84,888	92,733	6,437	86,296	92,733	7,299	85,434	92,733
神戸市長田区	3,079	32,340	35,419	2,591	32,828	35,419	2,941	32,478	35,419
神戸市須磨区	6,665	65,598	72,263	5,453	66,810	72,263	6,087	66,176	72,263
神戸市垂水区	8,383	85,029	93,412	6,776	86,636	93,412	7,709	85,703	93,412
神戸市西区	9,480	92,671	102,151	7,676	94,475	102,151	8,885	93,266	102,151
神戸市計	60,772	587,727	648,499	48,266	600,233	648,499	55,055	593,444	648,499
姫路市第1	6,830	86,068	92,898	5,754	87,144	92,898	6,698	86,200	92,898
姫路市第2	6,139	87,705	93,844	5,212	88,632	93,844	6,093	87,751	93,844
姫路市第3	1,132	18,360	19,492	989	18,503	19,492	1,097	18,395	19,492
姫路市計	14,101	192,133	206,234	11,955	194,279	206,234	13,888	192,346	206,234
尼崎市	16,485	164,657	181,142	13,709	167,433	181,142	15,438	165,704	181,142
明石市	10,527	113,608	124,135	8,671	115,464	124,135	10,104	114,031	124,135
西宮市第1	18,244	185,114	203,358	14,726	188,632	203,358	16,553	186,805	203,358
西宮市第2	1,642	17,795	19,437	1,330	18,107	19,437	1,550	17,887	19,437
西宮市計	19,886	202,909	222,795	16,056	206,739	222,795	18,103	204,692	222,795
洲本市	1,162	17,786	18,948	985	17,963	18,948	1,104	17,844	18,948
芦屋市	4,545	42,629	47,174	3,357	43,817	47,174	4,039	43,135	47,174
伊丹市	7,329	78,979	86,308	5,983	80,325	86,308	6,808	79,500	86,308
相生市	757	12,987	13,744	660	13,084	13,744	748	12,996	13,744
豊岡市	2,152	36,709	38,861	1,833	37,028	38,861	2,034	36,827	38,861
加古川市	7,934	100,713	108,647	6,718	101,929	108,647	7,678	100,969	108,647
たつの市	2,028	35,948	37,976	1,694	36,282	37,976	1,952	36,024	37,976
赤穂市	1,081	19,744	20,825	933	19,892	20,825	1,046	19,779	20,825
西脇市	1,008	18,529	19,537	847	18,690	19,537	954	18,583	19,537
宝塚市	9,862	95,658	105,520	7,688	97,832	105,520	8,585	96,935	105,520
三木市	2,235	30,142	32,377	1,899	30,478	32,377	2,184	30,193	32,377
高砂市	2,744	35,071	37,815	2,348	35,467	37,815	2,634	35,181	37,815
川西市第1	4,942	53,350	58,292	4,010	54,282	58,292	4,606	53,686	58,292
川西市第2	1,400	14,271	15,671	1,092	14,579	15,671	1,299	14,372	15,671
川西市計	6,342	67,621	73,963	5,102	68,861	73,963	5,905	68,058	73,963
小野市	1,172	19,373	20,545	949	19,596	20,545	1,108	19,437	20,545
三田市	4,558	48,113	52,671	3,700	48,971	52,671	4,319	48,352	52,671
加西市	1,064	18,393	19,457	902	18,555	19,457	1,030	18,427	19,457
丹波篠山市	1,508	18,328	19,836	1,319	18,517	19,836	1,388	18,448	19,836
養父市	712	11,925	12,637	624	12,013	12,637	691	11,946	12,637
丹波市	2,211	28,124	30,335	1,898	28,437	30,335	2,123	28,212	30,335
南あわじ市	1,119	24,359	25,478	923	24,555	25,478	1,098	24,379	25,478
朝来市	867	14,920	15,787	784	15,003	15,787	905	14,882	15,787
淡路市	1,130	18,787	19,917	957	18,960	19,917	1,083	18,834	19,917
宍粟市	914	17,781	18,695	756	17,939	18,695	885	17,810	18,695
加東市	1,146	15,928	17,074	963	16,111	17,074	1,123	15,951	17,074

区分	深山卓也				岡正晶				宇賀克也			
	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	記載を無効とさ れた者の投票数	計
猪名川町	1,215	13,453	0	14,668	999	13,669	0	14,668	1,141	13,527	0	14,668
川辺郡計	1,215	13,453	0	14,668	999	13,669	0	14,668	1,141	13,527	0	14,668
多可町	514	10,676	0	11,190	443	10,747	0	11,190	487	10,703	0	11,190
多可郡計	514	10,676	0	11,190	443	10,747	0	11,190	487	10,703	0	11,190
稲美町	879	12,633	0	13,512	755	12,757	0	13,512	860	12,652	0	13,512
稲美郡計	1,025	12,920	0	13,945	842	13,103	0	13,945	971	12,974	0	13,945
加古郡計	1,904	25,553	0	27,457	1,597	25,860	0	27,457	1,831	25,626	0	27,457
神河町	316	6,138	0	6,454	254	6,200	0	6,454	291	6,163	0	6,454
市川町	324	5,787	0	6,111	282	5,829	0	6,111	287	5,824	0	6,111
福崎町	441	8,096	0	8,537	359	8,178	0	8,537	402	8,135	0	8,537
神崎郡計	1,081	20,021	0	21,102	895	20,207	0	21,102	980	20,122	0	21,102
太子町	854	13,476	0	14,330	726	13,604	0	14,330	877	13,452	1	14,330
揖保郡計	854	13,476	0	14,330	726	13,604	0	14,330	877	13,452	1	14,330
上郡町	392	7,226	0	7,618	305	7,313	0	7,618	385	7,233	0	7,618
赤穂郡計	392	7,226	0	7,618	305	7,313	0	7,618	385	7,233	0	7,618
佐用町	444	8,291	0	8,735	370	8,365	0	8,735	404	8,331	0	8,735
佐用郡計	444	8,291	0	8,735	370	8,365	0	8,735	404	8,331	0	8,735
香美町	479	8,988	0	9,467	397	9,070	0	9,467	448	9,019	0	9,467
新温泉町	539	8,923	0	9,462	488	8,974	0	9,462	497	8,965	0	9,462
美方郡計	1,018	17,911	0	18,929	885	18,044	0	18,929	945	17,984	0	18,929
郡部計	187,351	2,089,581	0	2,276,932	152,479	2,124,453	0	2,276,932	174,012	2,102,919	1	2,276,932
市部計	7,422	116,607	0	124,029	6,220	117,809	0	124,029	7,050	116,978	1	124,029
県計	194,773	2,206,188	0	2,400,961	158,699	2,242,262	0	2,400,961	181,062	2,219,897	2	2,400,961

区分	堺			林道晴			岡村和美		
	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計
神戸市東灘区	7,291	89,948	97,239	9,710	87,529	97,239	9,195	88,044	97,239
神戸市灘区	4,739	54,879	59,618	6,089	53,529	59,618	5,810	53,808	59,618
神戸市中央区	4,060	49,993	54,053	5,405	48,648	54,053	5,108	48,945	54,053
神戸市兵庫区	3,108	38,503	41,611	3,735	37,876	41,611	3,478	38,133	41,611
神戸市北区	6,506	86,227	92,733	7,721	85,012	92,733	7,398	85,335	92,733
神戸市長田区	2,628	32,791	35,419	3,098	32,321	35,419	2,914	32,505	35,419
神戸市須磨区	5,455	66,808	72,263	6,561	65,702	72,263	6,300	65,963	72,263
神戸市垂水区	6,780	86,632	93,412	8,203	85,209	93,412	7,859	85,553	93,412
神戸市西区	7,659	94,492	102,151	9,359	92,792	102,151	8,896	93,255	102,151
神戸市計	48,226	600,273	648,499	59,881	588,618	648,499	56,958	591,541	648,499
姫路市第1	5,833	87,065	92,898	6,855	86,043	92,898	6,483	86,415	92,898
姫路市第2	5,325	88,519	93,844	6,206	87,638	93,844	5,781	88,063	93,844
姫路市第3	1,027	18,465	19,492	1,145	18,347	19,492	1,066	18,426	19,492
姫路市計	12,185	194,049	206,234	14,206	192,028	206,234	13,330	192,904	206,234
尼崎市	13,782	167,360	181,142	16,407	164,735	181,142	15,591	165,551	181,142
明石市	8,786	115,349	124,135	10,368	113,767	124,135	9,778	114,357	124,135
西宮市第1	14,724	188,634	203,358	18,057	185,301	203,358	17,183	186,175	203,358
西宮市第2	1,330	18,107	19,437	1,634	17,803	19,437	1,534	17,903	19,437
西宮市計	16,054	206,741	222,795	19,691	203,104	222,795	18,717	204,078	222,795
洲本市	985	17,963	18,948	1,139	17,809	18,948	1,048	17,900	18,948
芦屋市	3,367	43,807	47,174	4,458	42,176	47,174	4,226	42,948	47,174
伊丹市	5,989	80,319	86,308	7,183	79,125	86,308	6,880	79,428	86,308
相生市	678	13,066	13,744	744	13,000	13,744	758	12,986	13,744
豊岡市	1,870	36,991	38,861	2,116	36,745	38,861	2,051	36,810	38,861
加古川市	6,758	101,889	108,647	7,945	100,802	108,647	7,393	101,254	108,647
たつの市	1,748	36,228	37,976	1,990	35,986	37,976	1,874	36,102	37,976
赤穂市	924	19,901	20,825	1,047	19,778	20,825	1,016	19,809	20,825
西脇市	867	18,670	19,537	992	18,545	19,537	905	18,632	19,537
宝塚市	7,636	97,884	105,520	9,624	95,896	105,520	9,203	96,317	105,520
三木市	1,918	30,459	32,377	2,217	30,160	32,377	2,104	30,273	32,377
高砂市	2,386	35,429	37,815	2,717	35,098	37,815	2,583	35,232	37,815
川西市第1	3,990	54,302	58,292	4,880	53,412	58,292	4,649	53,643	58,292
川西市第2	1,078	14,593	15,671	1,359	14,312	15,671	1,314	14,357	15,671
川西市計	5,068	68,895	73,963	6,239	67,724	73,963	5,963	68,000	73,963
小野市	977	19,568	20,545	1,119	19,426	20,545	1,034	19,511	20,545
三田市	3,696	48,975	52,671	4,469	48,202	52,671	4,296	48,375	52,671
加西市	908	18,549	19,457	981	18,476	19,457	945	18,512	19,457
丹波篠山市	1,301	18,535	19,836	1,440	18,396	19,836	1,390	18,446	19,836
養父市	644	11,993	12,637	688	11,949	12,637	654	11,983	12,637
丹波市	1,963	28,372	30,335	2,160	28,175	30,335	2,022	28,313	30,335
南あわじ市	957	24,521	25,478	1,094	24,384	25,478	1,004	24,474	25,478
朝来市	824	14,963	15,787	871	14,916	15,787	847	14,940	15,787
淡路市	972	18,917	19,917	1,087	18,830	19,917	1,022	18,895	19,917
宍粟市	780	17,915	18,695	870	17,825	18,695	811	17,884	18,695
加東市	976	16,098	17,074	1,109	15,965	17,074	1,050	16,024	17,074

区分	堺			林道晴			岡村 和美		
	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計
猪名川町	994	13,674	14,668	1,180	13,488	14,668	1,154	13,514	14,668
川辺郡計	994	13,674	14,668	1,180	13,488	14,668	1,154	13,514	14,668
多可町	435	10,755	11,190	521	10,669	11,190	464	10,726	11,190
多可郡計	435	10,755	11,190	521	10,669	11,190	464	10,726	11,190
稲美町	744	12,768	13,512	856	12,656	13,512	799	12,713	13,512
稲美郡計	849	13,096	13,945	987	12,958	13,945	935	13,010	13,945
加古郡計	1,593	25,864	27,457	1,843	25,614	27,457	1,734	25,723	27,457
神河町	263	6,191	6,454	274	6,180	6,454	268	6,186	6,454
神市町	284	5,827	6,111	313	5,798	6,111	295	5,816	6,111
福神町	354	8,183	8,537	427	8,110	8,537	408	8,129	8,537
神崎郡計	901	20,201	21,102	1,014	20,088	21,102	971	20,131	21,102
太子町	715	13,615	14,330	828	13,502	14,330	770	13,560	14,330
揖保郡計	715	13,615	14,330	828	13,502	14,330	770	13,560	14,330
上郡町	306	7,312	7,618	367	7,251	7,618	345	7,273	7,618
赤穂郡計	306	7,312	7,618	367	7,251	7,618	345	7,273	7,618
佐用町	366	8,369	8,735	398	8,337	8,735	392	8,343	8,735
佐用郡計	366	8,369	8,735	398	8,337	8,735	392	8,343	8,735
香美町	423	9,044	9,467	457	9,010	9,467	437	9,030	9,467
新温泉町	485	8,977	9,462	523	8,939	9,462	509	8,953	9,462
美方郡計	908	18,021	18,929	980	17,949	18,929	946	17,983	18,929
那都町	153,225	2,123,707	2,276,932	184,752	2,092,180	2,276,932	175,453	2,101,479	2,276,932
那都郡計	6,218	117,811	124,029	7,131	116,898	124,029	6,776	117,253	124,029
県計	159,443	2,241,518	2,400,961	191,883	2,209,078	2,400,961	182,229	2,218,732	2,400,961

区分	三浦守			草野耕一			渡邊 惠理子		
	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計
神戸市東灘区	8,202	89,037	97,239	8,383	88,856	97,239	7,265	89,974	97,239
神戸市灘区	5,155	54,463	59,618	5,229	54,389	59,618	4,691	54,927	59,618
神戸市中央区	4,560	49,493	54,053	4,585	49,468	54,053	4,022	50,031	54,053
神戸市兵庫区	3,391	38,220	41,611	3,419	38,192	41,611	3,017	38,594	41,611
神戸市北区	7,025	85,708	92,733	7,041	85,692	92,733	6,359	86,374	92,733
神戸市長田区	2,814	32,605	35,419	2,849	32,570	35,419	2,555	32,864	35,419
神戸市須磨区	5,912	66,351	72,263	5,986	66,277	72,263	5,352	66,911	72,263
神戸市垂水区	7,402	86,010	93,412	7,468	85,944	93,412	6,692	86,720	93,412
神戸市西区	8,492	93,659	102,151	8,574	93,577	102,151	7,548	94,603	102,151
神戸市計	52,953	595,546	648,499	53,534	594,965	648,499	47,501	600,998	648,499
姫路市第1	6,425	86,473	92,898	6,377	86,521	92,898	5,773	87,125	92,898
姫路市第2	5,830	88,014	93,844	5,703	88,141	93,844	5,264	88,580	93,844
姫路市第3	1,058	18,434	19,492	1,048	18,444	19,492	939	18,553	19,492
姫路市計	13,313	192,921	206,234	13,128	193,106	206,234	11,976	194,258	206,234
尼崎市	14,843	166,299	181,142	14,941	166,201	181,142	13,424	167,718	181,142
明石市	9,615	114,520	124,135	9,679	114,456	124,135	8,658	115,477	124,135
西宮市第1	15,943	187,415	203,358	16,217	187,141	203,358	14,385	188,973	203,358
西宮市第2	1,485	17,952	19,437	1,496	17,941	19,437	1,316	18,121	19,437
西宮市計	17,428	205,367	222,795	17,713	205,082	222,795	15,701	207,094	222,795
洲本市	1,056	17,892	18,948	1,070	17,878	18,948	944	18,004	18,948
芦屋市	3,900	43,274	47,174	3,966	43,208	47,174	3,313	43,861	47,174
伊丹市	6,521	79,787	86,308	6,620	79,688	86,308	5,883	80,425	86,308
相生市	723	13,021	13,744	712	13,032	13,744	657	13,087	13,744
豊岡市	1,973	36,888	38,861	1,959	36,902	38,861	1,812	37,049	38,861
加古川市	7,291	101,356	108,647	7,270	101,377	108,647	6,653	101,994	108,647
たつの市	1,812	36,164	37,976	1,796	36,180	37,976	1,678	36,298	37,976
赤穂市	960	19,865	20,825	974	19,851	20,825	852	19,973	20,825
西脇市	915	18,622	19,537	894	18,643	19,537	810	18,727	19,537
宝塚市	8,371	97,149	105,520	8,497	97,023	105,520	7,480	98,040	105,520
三木市	2,103	30,274	32,377	2,074	30,303	32,377	1,828	30,549	32,377
高砂市	2,530	35,285	37,815	2,510	35,305	37,815	2,321	35,494	37,815
川西市第1	4,418	53,874	58,292	4,460	53,832	58,292	3,883	54,409	58,292
川西市第2	1,214	14,457	15,671	1,282	14,389	15,671	1,088	14,583	15,671
川西市計	5,632	68,331	73,963	5,742	68,221	73,963	4,971	68,992	73,963
小野市	1,060	19,485	20,545	1,031	19,514	20,545	948	19,597	20,545
三田市	4,173	48,498	52,671	4,127	48,544	52,671	3,680	48,991	52,671
加西市	956	18,501	19,457	952	18,505	19,457	864	18,593	19,457
丹波篠山市	1,363	18,473	19,836	1,337	18,499	19,836	1,269	18,567	19,836
養父市	677	11,960	12,637	646	11,991	12,637	601	12,036	12,637
丹波市	2,000	28,335	30,335	1,958	28,377	30,335	1,846	28,489	30,335
南あわじ市	1,029	24,448	25,478	1,006	24,471	25,478	912	24,566	25,478
朝来市	859	14,928	15,787	842	14,945	15,787	766	15,021	15,787
淡路市	1,041	18,876	19,917	1,024	18,893	19,917	917	19,000	19,917
宍粟市	816	17,879	18,695	799	17,896	18,695	724	17,971	18,695
加東市	1,056	16,018	17,074	1,038	16,036	17,074	952	16,122	17,074

区分	三浦守				草野耕一				渡邊重理子			
	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	記載を無効とさ れた者の投票数	計
猪名川町	1,065	13,603	0	14,668	1,104	13,564	0	14,668	973	13,695	0	14,668
川辺郡計	1,065	13,603	0	14,668	1,104	13,564	0	14,668	973	13,695	0	14,668
多可町	471	10,719	0	11,190	478	10,712	0	11,190	420	10,770	0	11,190
多可郡計	471	10,719	0	11,190	478	10,712	0	11,190	420	10,770	0	11,190
稲美町	821	12,691	0	13,512	824	12,688	0	13,512	740	12,772	0	13,512
播磨町	921	13,024	0	13,945	930	13,015	0	13,945	843	13,102	0	13,945
加古郡計	1,742	25,715	0	27,457	1,754	25,703	0	27,457	1,583	25,874	0	27,457
神戸市	268	6,186	0	6,454	257	6,197	0	6,454	252	6,202	0	6,454
川町	287	5,824	0	6,111	283	5,828	0	6,111	271	5,840	0	6,111
福崎町	385	8,152	0	8,537	389	8,148	0	8,537	364	8,173	0	8,537
神崎郡計	940	20,162	0	21,102	929	20,173	0	21,102	887	20,215	0	21,102
太子町	782	13,548	0	14,330	761	13,569	0	14,330	725	13,605	0	14,330
揖保郡計	782	13,548	0	14,330	761	13,569	0	14,330	725	13,605	0	14,330
上郡町	380	7,238	0	7,618	360	7,258	0	7,618	295	7,323	0	7,618
赤穂郡計	380	7,238	0	7,618	360	7,258	0	7,618	295	7,323	0	7,618
佐用町	384	8,351	0	8,735	374	8,361	0	8,735	360	8,375	0	8,735
佐用郡計	384	8,351	0	8,735	374	8,361	0	8,735	360	8,375	0	8,735
香美町	429	9,038	0	9,467	419	9,048	0	9,467	382	9,085	0	9,467
新温泉町	499	8,963	0	9,462	488	8,974	0	9,462	483	8,979	0	9,462
美方郡計	928	18,001	0	18,929	907	18,022	0	18,929	865	18,064	0	18,929
市部計	166,969	2,109,962	1	2,276,932	167,839	2,109,092	1	2,276,932	149,941	2,126,991	0	2,276,932
郡部計	6,692	117,337	0	124,029	6,667	117,362	0	124,029	6,108	117,921	0	124,029
県計	173,661	2,227,299	1	2,400,961	174,506	2,226,454	1	2,400,961	156,049	2,244,912	0	2,400,961

区分	安浪 亮介			長嶺 安政		
	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計
神戸市東灘区	7,056	90,183	97,239	9,325	87,914	97,239
神戸市灘区	4,555	55,063	59,618	5,846	53,772	59,618
神戸市中央区	3,926	50,127	54,053	5,079	48,974	54,053
神戸市兵庫区	2,918	38,693	41,611	3,467	38,144	41,611
神戸市北区	6,235	86,498	92,733	7,322	85,411	92,733
神戸市長田区	2,492	32,927	35,419	2,904	32,515	35,419
神戸市須磨区	5,260	67,003	72,263	6,263	66,000	72,263
神戸市垂水区	6,504	86,908	93,412	7,820	85,592	93,412
神戸市西区	7,376	94,775	102,151	8,908	93,243	102,151
神戸市計	46,322	602,177	648,499	56,934	591,565	648,499
姫路市第1	5,492	87,406	92,898	6,408	86,490	92,898
姫路市第2	4,905	88,939	93,844	5,771	88,073	93,844
姫路市第3	914	18,578	19,492	1,012	18,480	19,492
姫路市計	11,311	194,923	206,234	13,191	193,043	206,234
尼崎市	13,118	168,024	181,142	15,561	165,581	181,142
明石市	8,342	115,793	124,135	9,719	114,356	124,135
西宮市第1	14,181	189,177	203,358	17,137	186,221	203,358
西宮市第2	1,287	18,150	19,437	1,557	17,880	19,437
西宮市計	15,468	207,327	222,795	18,694	204,101	222,795
洲本市	907	18,041	18,948	1,035	17,913	18,948
芦屋市	3,254	43,920	47,174	4,286	42,888	47,174
伊丹市	5,665	80,643	86,308	6,814	79,494	86,308
相生市	644	13,100	13,744	711	13,033	13,744
豊岡市	1,751	37,110	38,861	1,990	36,871	38,861
加古川市	6,369	102,278	108,647	7,375	101,272	108,647
たつの市	1,582	36,394	37,976	1,817	36,159	37,976
赤穂市	844	19,981	20,825	960	19,865	20,825
西脇市	776	18,761	19,537	899	18,638	19,537
宝塚市	7,322	98,198	105,520	9,125	96,395	105,520
三木市	1,719	30,598	32,317	2,082	30,295	32,317
高砂市	2,249	35,566	37,815	2,548	35,267	37,815
川西市第1	3,767	54,525	58,292	4,579	53,713	58,292
川西市第2	1,038	14,633	15,671	1,282	14,389	15,671
川西市計	4,805	69,158	73,963	5,861	68,102	73,963
小野市	904	19,641	20,545	1,044	19,501	20,545
三田市	3,564	49,107	52,671	4,305	48,366	52,671
加西市	812	18,645	19,457	901	18,556	19,457
丹波篠山市	1,221	18,615	19,836	1,343	18,493	19,836
養父市	584	12,053	12,637	643	11,994	12,637
丹波市	1,776	28,559	30,335	1,985	28,350	30,335
南あわじ市	865	24,613	25,478	1,008	24,469	25,478
朝来市	753	15,034	15,787	793	14,994	15,787
淡路市	889	19,028	19,917	994	18,923	19,917
兵庫県計	699	17,996	18,695	806	17,889	18,695
加東市	905	16,169	17,074	1,055	16,019	17,074

区分	安浪 亮介			長嶺 安政		
	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	計
猪名川町	932	13,736	14,668	1,146	13,522	14,668
川辺郡計	932	13,736	14,668	1,146	13,522	14,668
多可町	409	10,781	11,190	446	10,744	11,190
多可郡計	409	10,781	11,190	446	10,744	11,190
稲美町	705	12,807	13,512	792	12,720	13,512
播磨郡計	777	13,168	13,945	934	13,011	13,945
加古郡計	1,482	25,975	27,457	1,726	25,731	27,457
神戸市	234	6,220	6,454	257	6,197	6,454
川崎市	271	5,840	6,111	290	5,821	6,111
福崎町	347	8,190	8,537	397	8,140	8,537
神崎郡計	852	20,250	21,102	944	20,158	21,102
太子町	657	13,673	14,330	767	13,563	14,330
揖保郡計	657	13,673	14,330	767	13,563	14,330
上郡町	284	7,334	7,618	330	7,288	7,618
赤穂郡計	284	7,334	7,618	330	7,288	7,618
佐用町	330	8,405	8,735	379	8,356	8,735
佐用郡計	330	8,405	8,735	379	8,356	8,735
香美町	367	9,100	9,467	415	9,052	9,467
新温泉町	462	9,000	9,462	474	8,988	9,462
美方郡計	829	18,100	18,929	889	18,040	18,929
市部計	145,480	2,131,452	2,276,932	174,539	2,102,392	2,276,932
郡部計	5,775	118,254	124,029	6,627	117,402	124,029
県計	151,255	2,249,706	2,400,961	181,166	2,219,794	2,400,961

区分	有効票数	無効票数	効票数	投票総数	持帰その他	不受理	投票者総数
神戸市東灘区	97,239	3,148	100,387	14	0	100,401	
神戸市灘区	59,618	1,884	61,502	10	0	61,512	
神戸市中央区	54,053	1,138	55,191	0	0	55,191	
神戸市兵庫区	41,611	1,356	42,967	14	0	42,981	
神戸市北区	92,733	2,639	95,372	1	0	95,373	
神戸市長田区	35,419	1,624	37,043	7	0	37,050	
神戸市須磨区	72,263	1,776	74,039	3	0	74,042	
神戸市垂水区	93,412	3,402	96,814	0	0	96,814	
神戸市西区	102,151	2,975	105,126	0	0	105,126	
神戸市計	648,499	19,942	668,441	49	0	668,490	
姫路市第1	92,898	2,476	95,374	30	1	95,405	
姫路市第2	93,844	2,714	96,558	53	0	96,611	
姫路市第3	19,492	608	20,100	8	0	20,108	
姫路市計	206,234	5,798	212,032	91	1	212,124	
尼崎市	181,142	5,014	186,156	130	1	186,287	
明石市	124,135	2,240	126,375	29	0	126,404	
西宮市第1	203,358	3,492	206,850	5	0	206,855	
西宮市第2	19,437	352	19,789	△ 3	0	19,786	
西宮市計	222,795	3,844	226,639	2	0	226,641	
洲本市	18,948	448	19,396	0	1	19,397	
芦屋市	47,174	1,335	48,509	8	0	48,517	
伊丹市	86,308	1,983	88,291	6	1	88,298	
相生市	13,744	397	14,141	5	0	14,146	
豊岡市	38,861	809	39,670	4	0	39,674	
加古川市	108,647	2,577	111,224	49	0	111,273	
たつの市	37,976	551	38,527	3	0	38,530	
赤穂市	20,825	416	21,241	5	0	21,246	
西脇市	19,537	873	20,410	0	0	20,410	
宝塚市	105,520	1,965	107,485	22	0	107,507	
三木市	32,377	808	33,185	12	0	33,197	
高砂市	37,815	738	38,553	27	0	38,580	
川西市第1	58,292	1,303	59,595	26	0	59,621	
川西市第2	15,671	327	15,998	2	0	16,000	
川西市計	73,963	1,630	75,593	28	0	75,621	
小野市	20,545	424	20,969	0	0	20,969	
三田市	52,671	917	53,588	16	0	53,604	
加西市	19,457	697	20,154	4	0	20,158	
丹波篠山市	19,836	444	20,280	0	0	20,280	
養父市	12,637	320	12,957	2	0	12,959	
丹波市	30,335	808	31,143	5	0	31,148	
南あわじ市	25,478	821	26,299	4	0	26,303	
朝来市	15,787	393	16,180	2	0	16,182	
淡路市	19,917	492	20,409	2	0	20,411	
宍粟市	18,695	412	19,107	0	0	19,107	
加東市	17,074	403	17,477	1	0	17,478	

区分	有効票数	無効投票数	投票総数	持帰その他	不受理	投票者総数
猪名川町	14,668	402	15,070	1	0	15,071
川辺郡計	14,668	402	15,070	1	0	15,071
多可町	11,190	209	11,399	3	0	11,402
多可郡計	11,190	209	11,399	3	0	11,402
稲美町	13,512	311	13,823	1	0	13,824
播磨郡計	13,945	361	14,306	0	0	14,306
加古郡計	27,457	672	28,129	1	0	28,130
神河町	6,454	151	6,605	0	0	6,605
川市町	6,111	193	6,304	0	0	6,304
福崎町	8,537	144	8,681	0	0	8,681
神崎郡計	21,102	488	21,590	0	0	21,590
太子町	14,330	479	14,809	2	0	14,811
揖保郡計	14,330	479	14,809	2	0	14,811
上郡町	7,618	103	7,721	0	0	7,721
赤穂郡計	7,618	103	7,721	0	0	7,721
佐用町	8,735	205	8,940	3	0	8,943
佐用郡計	8,735	205	8,940	3	0	8,943
香美町	9,467	208	9,675	1	0	9,676
新温泉町	9,462	144	9,606	0	0	9,606
美方郡計	18,929	352	19,281	1	0	19,282
市部計	2,276,932	57,499	2,334,431	506	4	2,334,941
郡部計	124,029	2,910	126,939	11	0	126,950
県計	2,400,961	60,409	2,461,370	517	4	2,461,891

(2) 投票総数、有効投票数、無効投票数等

投票総数 (A)	有効投票数 (B)			無効投票数 (C)	無効投票率 (C) / (A)
	総数	法第22条第 2項の規定 の適用を受 けたもの	令第10条第 2項の規定 の適用を受 けたもの		
2,461,370	2,400,961	2		60,409	2.45 %

(3) 無効投票

無効 投票数	点字投票以外の投票				点字投票					
	成規の用 紙を用い ていない もの	×の記号 以外の事 項を記載 したもの	全員につ いての記 載無効	計	成規の 用紙を 用いな いもの	氏名の ほか他 事を記 載した もの	氏名以 外の事 項のみ を記載 したも の	氏名を 自書し ないも の	何人を 記載し たか確 認し難 いもの	計
60,409		60,204	195	60,399		1	8		1	10

5 審査公報

(1) 審査公報発行状況

印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			公報1部当たり印刷費 (税抜)	公報の規格 及び頁数
		印刷に要 した日数	各世帯に配 布を完了す るまでに要 した日数	計		
2,695,410	2,574,868	2	6	8	4.16円	新聞紙大 4頁

(2) 「審査のお知らせ」点字版の購入

発行者	購入 部数	配布方法	1部当たり の単価
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「点字毎日」号外)	764	県選管より直送 (一部市町より送付)	1,570円

(3) 「審査のお知らせ」音声版(DAISY)の購入

発行者	購入 部数	配布方法	1部当たり の単価
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「愛盲時報」号外)	879	県選管より直送 (一部市町より送付)	1,500円

(4) 「審査のお知らせ」音声版(カセットテープ)の購入

発行者	購入 部数	配布方法	1部当たり の単価
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「愛盲時報」号外)	168	県選管より直送 (一部市町より送付)	1,500円

最高裁判所裁判官国民審査公報

発行者 兵庫県選挙管理委員会



略歴

林 道晴
最高裁判所判事
昭和三年八月三十一日生

東京都生まれ、同所で過ごし、東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五五年 四月 司法修習生
五七年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁判所判事、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌家裁に勤務
平成 四年 四月 判事任官 以後、東京地裁、最高裁判所判事、事務官、同課長、東京地裁、最高裁判所判事（部総括）、司法研修所教官、同事務局長を務める。
二二年 八月 最高裁判所事務官 兼 最高裁判所事務官局長
二二年 八月 同総務局長
二五年 三月 静岡地裁所長
二六年 九月 最高裁判所判事（部総括）
同一年 一月 最高裁判所判事
三〇年 一月 東京高裁所長
令和 元年 九月 最高裁判所判事



略歴

岡村和美
最高裁判所判事
昭和三年二月二十三日生

東京都生まれ、荒川区立区立久前小学校、尾久八幡中学校、都立白鷺高校、早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修士課程修了。
昭和五五年 四月 司法修習生
五八年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成 二年 五月 米国ニューヨーク州弁護士登録
二二年 五月 法務省に任命。その後、法務省刑務所国際課長、法務省大臣官房参事、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際課長、情報統括官、最高検察庁検事などを務める。
二六年 七月 法務省人権保護局長
二八年 八月 消費審判局長
令和 元年 一〇月 最高裁判所判事



略歴

三浦 守
最高裁判所判事
昭和三年一〇月三十一日生

兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、小平市等で過ごし、麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。
昭和五七年 四月 判事に任命。
以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検察庁に勤務する。その後、最高検察庁
二二年 二月 法務省矯正局長
二五年 一月 最高検察庁検事長 兼 最高検察庁検事官
二七年 二月 札幌高検検事長
二九年 四月 大阪高検検事長
三〇年 二月 最高裁判所判事



略歴

草野耕一
最高裁判所判事
昭和三年三月二十三日生

千葉県千葉市生まれ。千葉大附属小・附属中、県立千葉高を経て、東京大学法学部卒業。四月司法修習生
五五年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
六一年 四月 ハーバード大学修士（LL.M.）
西村とくま法律事務所（当時の名称「西村とくま法律事務所」）代表パートナー
二二年 五月 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
二六年 二月 慶應義塾大学大学院法学研究科客員教授
三〇年 二月 ハーバード大学法科大学院客員教授
東京大学博士（法学）
最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定
文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察員から鑑定嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けて当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であったが当該司法警察員が所属する地方公共団体等が所掌するものは、民訴法二〇三条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）
二 令和二年一月十八日 大法廷判決
令和元年七月二日施行の公職選挙法選挙当時 平成三〇年法律第七号による改正後の公職選挙法 四條、別表三〇の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票率の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたとはいえず、同規定は憲法一四條一項等に違反するに至つていない（多数意見）
三 令和二年一月二十五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）
四 令和二年二月三日 第三小法廷決定
（いわゆる特留事件について）再審請求を棄却した原決定に審理不届の違法がある（多数意見、裁判長）
五 令和三年七月三日 第三小法廷判決
違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤つた違法がある（全員一致、裁判長）
裁判官としての心構え
事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の職務において努力してきました。現在、新型コロナウィルス感染症の影響により社会の在り方が根幹から変容を迫られており、今後予想されることも念頭に置きながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていくと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の場が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしております。また、法廷審理の段階ではありますが、当事者はもちろん傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和二年六月二十三日 第二小法廷判決
参議院 比例代表選出 議員の選挙について、いわゆる特定枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法三三條一項等に違反するものではない（全員一致、裁判長）
二 令和二年一月十八日 大法廷判決
令和元年七月二日施行の公職選挙法選挙当時、公職選挙法の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票率の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたとはいえず、同規定は憲法一四條一項等に違反するに至つていない（多数意見）
三 令和二年一月二十五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）
四 令和二年二月一日 第二小法廷決定
電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約の締結国に所在し、同記録を保存する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査に協力することなく同記録媒体（ハードディスク）を没収し、複製を行うことは許される（全員一致）
五 令和二年二月二十四日 大法廷判決
市長が都市公園内の民有地上に孔子等を祀つた施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法二〇三條三項の禁止する宗教的活動に該当する（多数意見）
六 令和二年六月二十三日 大法廷決定
夫婦は婚姻の際に定めることに従い夫又は妻の氏を称するとする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻後必要の記載事項として戸籍法七四條一各号の規定は憲法一四條に違反して無効であるとはいえず、夫婦の氏に関する法制度については、国会において、国民の様々な意見や社会状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとして（多数意見、補足意見付加）
裁判官としての心構え
裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として、日々、重大な責任を感じております。
価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化、科学技術の進展等にも伴い、新しい法的問題が生じています。このような課題について、行政機関での職務等これまでの経験を生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より妥当な判断に至りたいと考えております。
これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和元年九月三日 第二小法廷判決
謙卑行為に付する謝罪の請求の排他的権利を命じた確定判決に対する国の請求異議について、前訴時の共同漁業権に係る請求権の消滅のみが異議事由にならないとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致）
二 令和二年二月二十八日 第二小法廷判決
トラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により第三者に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認められる額について、会社に対して請求することができるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、補足意見付加）
三 令和二年一月十八日 大法廷判決
令和二年一月十八日 大法廷判決
参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定について、合意の参議院 選挙区選出 議員の議員定数配分規定について、合意の参議院 選挙区選出 議員の議員定数配分規定に違反するものではない（多数意見）
四 令和三年四月二日 第二小法廷判決
集団学級等によるB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の時に除斥期間の起算点となるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、裁判長、補足意見付加）
五 令和三年四月二日 第二小法廷判決
集団学級等によるB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の時に除斥期間の起算点となるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、裁判長、補足意見付加）
六 令和三年六月二十三日 大法廷決定
夫婦同氏制を採用する民法等の規定を合憲として原告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択を設けていないこととは憲法一四條に違反するとの意見を付した。
裁判官としての心構え
司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。時代とともに、社会の在り方が変化の中で、様々な問題や困難が生じ、法の支配と個人の権利利益の救済という、司法が担う責任の重さを痛感しています。一つ一つの事件について、誠実に、事実を見定め、公平で公正な判断を目指したいと思っております。
そのためには、高い境の上から見下ろすという姿勢ではなく、それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾けることが、何より大切なことと考えています。そして、自分の良心に問いかけながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い洞察を行うことができるように、今後とも研鑽を重ねたいと思っております。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和元年九月三日 第二小法廷判決
漁業権に基づく潮受堤防排水門の開閉請求に対する請求異議を認容した原判決を破棄した多数意見の結論に賛同しつつ大要以下の内容の意見を述べた。（経済的利益を体化した権利漁業権はこれにある）に基づく権利請求の行使は、①権利侵害を除去するために要する費用が除去されたことにより回復できる損害額を上回り、かつ ②請求権者が被った損害（利益）を回復するに足りる請求額を請求している場合は、別段の事由がない限り、権利利用の法理によって抑止されるべきである）
二 令和二年二月二十八日 第二小法廷判決（裁判長）
運送会社の従業員、トラック運転手が勤務中に起こした交通事故に関して当該従業員が被害者に対して賠償金を支払った場合にはその金額の全部又は一部を会社に請求して償還し得るとする法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。（請求者の被請求者が大手上場会社であり、請求者が同社専任の従業員であるが、被請求者は支払われ、賠償金の大半を負担すべきであり、金額を負担すべき場合もある）
三 令和二年九月六日 第二小法廷決定（裁判長）
業としてタトゥーの施術を行うことが医師法違反とならないとする法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。（タトゥーの施術が行われるにあたり、その解釈をめぐればタトゥーの施術を業として行う者は本邦から消失する可能性が高い。しかしながら、健全な動物からタトゥーの施術を求めざるも少なくないことを考慮し、（公共空間におけるタトゥーの露出の可否について議論を深める余地はある）タトゥーの露出の可否について議論を深める余地はある）タトゥーの露出の可否について議論を深める余地はある）タトゥーの露出の可否について議論を深める余地はある）
四 令和二年九月六日 第二小法廷決定（裁判長）
参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年一月一日八日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用しない現行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二十三日大法廷判決において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。
裁判官としての心構え
裁判官とは異なる人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のあり方が変わります。司法にはこのような働きがあることを心に刻み、微力ながら、豊かで寛容な社会の形成に資する判決・決定の作成に傾注したいと考えています。

最高裁判所裁判官国民審査公報

発行者
兵庫県選挙管理委員会



最高裁判所判事
わたなべ えりこ
昭和三十二年二月二十七日生

略歴
福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校(当時)を卒業
昭和三十八年 三月 東北大学法学部卒業
六一年 四月 司法修習生
六三年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
平成 六年 六月 ワシントン州立大学ロースクール修了(LL.M.)
同年 九月 海外法律事務所勤務
七年一〇月 弁護士登録取消
同年 二月 公正取引委員会事務総局勤務
一〇年 九月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
一六年 四月 慶應義塾大学法科大学院教授
一九年 四月 内閣府官民競争入札等監理委員会委員
二四年 三月 日本放送協会経営委員・監査委員
令和 元年 二月 司法試験考査委員(経済法)
二年 九月 国立大学法人お茶の水女子大学監事
三年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。
裁判官としての心構え
最高裁判は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことが重要であり、同時に、最高裁判の判断が先例・規範としてどのように使われるか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担っていると考えます。
これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じ、価値観が多様化する中で、ますます、そして常に、「法」は何かと問われてきており、最後の拠り所としての「法」の重要性が高まってきていると感じてきました。裁判所はこのような期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判事として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主張とその根拠を立って立つことを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを大局的に考えながら「法」と向き合っており、当該事案の解決とあるべき法の解釈とに向けて一所懸命に努力していきたいと考えています。
これまで、弁護士としての職務を果した上では、女性否かというよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となっても法の一票を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職務を果したいと考えています。しかしながら、やはり最高裁判はもともと女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全体に機会が与えられることはとても重要なことであると考えます。私は、これまで先輩方が切り拓いてくださった道をたどることで現在に至っています。このたび最高裁判事として働く機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性の礎をささげることがその一石となろうと励んでいます。



最高裁判所判事
やなぎさわ りょうしょう
昭和三十二年四月十九日生

略歴
奈良県大和郡山田市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部卒業
昭和三十八年 四月 判事補任官
学事官
東京地裁、広島地裁、最高裁判政局、同広報課兼秘書課、神戸地裁で勤務
平成 五年 四月 判事任官
神戸地裁判事、東京地裁判事、最高裁判政局課長、同人事局課長、東京地裁判事(部総括)、東京高裁事務局長等を務める。
二三年 一月 最高裁人事局長
二六年 九月 静岡地裁所長
二八年 二月 東京高裁判事(部総括)
三〇年 一月 大阪高裁所長
同年 二月 大阪高裁判事
令和 三年 七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。
裁判官としての心構え
「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁判の判断の重さを常に自覚した上で、様々な分野の「ひとつの事件について、中立公正な立場から、誠実に真正面から向き合って判断すること」だと考えています。その際には虚心坦懐にじっくり記録を読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切だと思います。
変化が激しく、価値観が多様化が著しい現代社会においては、判断の難しい事件が飛躍的に増えています。グローバル化が加速する中、国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのような時代において、我が国の社会のこれまでも歩みを正確に認識して将来の在り方をしっかりと見定めるとともに、世界の動きについても的確に理解することが重要だと考えています。このように、時間的な広がりや空間的な広がりやを正確に認識して考えることを絶えず意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野を柔軟な発想をもって、バランスのとれたよりよい判断ができるように心掛けていきたいと思っております。
これまで、長年にわたって地裁と高裁で民事裁判を担当してきました。その間、数多くの事件を担当しましたが、どの事件についても当事者の方たちの議論を十分に尽くし、証拠を丁寧に検討し、工夫を重ねてきました。それは同時に、裁判を担当すること色々な言葉を重ねてきました。それは同時に、裁判を担当することへの「畏れ」の気持ちも忘れてはならないと思っています。最高裁判事に就任してからは、関与した主要な裁判はあまりありません。しかし、下級審において重ねてきた経験やその当時の心構えを踏まえ、これがらには、最終審を担う一員として、さらに大きな視点に立って物事を考えるよう努めたいと思っております。
好きな言葉として「熱誠」という言葉があります。この言葉の意味するところ、最高裁判において、たくさんの方の知恵を出し合って評議を尽くしてまいりたいと思っています。



最高裁判所判事
ながみ やすまさ
昭和三十九年四月一六日生

略歴
東京都保谷市(現・西東京市)生まれ。東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、同高等学校卒業
昭和三十二年 三月 東京大学教養学部教養学科・国際関係論分科卒業
同年 四月 英国外務省入省
五五年 七月 英国オックスフォード大学社会科学特別ディプロマ取得
同月 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米国外務館にて勤務
同月 内閣法制局参事官補
平成 二年 八月 内閣法制局参事官
四年 三月 内閣法制局参事官
七年 一月 外務省領事司第二課長以降、同条約局法規課長、在インド大使館参事官、後に同公使、在英國大使館公使として勤務
一四年 九月 外務省北米局参事官以降、国際法局参事官、総合外交政策局参事官として勤務
一九年 八月 在サンフランシスコ総領事
二二年 八月 外務省国際法局長
二四年 九月 駐オランダ特命全權大使
二五年 七月 外務省参事官
二八年 七月 駐大韓民国特命全權大使
令和 元年一〇月 駐英國特命全權大使
二年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和三年六月二三日 民法決定
民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の名に定める規定が憲法二四条に違反しないと判断した(多数意見)。その上で、夫婦の氏に関する法制の合理性に関わる事情の変化にかんづいては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような法制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした(補足意見付加)。
二 令和三年九月七日 第三小法廷判決
被告人が、心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定に誤りがあるとし、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認めた原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした(全員一致、裁判長)。
裁判官としての心構え
一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りがないようと考えています。また、適切な判断に至ることができるよう補助したいと考えています。これまでの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有する事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国に共通する課題である高齢化、価値観の多様化、デジタル化、グローバル化などが社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方について今日の課題の検討にも力を注ぐよう、今後とも努力していきたいと思っております。

〔注意〕

- 国民審査の投票用紙には
 - やめさせたいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に × を書いてください。
 - やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
 - 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
 - 投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れずに係員に返してください。
- なお、投票用紙を持ち帰ることは法令に違反しますので、持ち帰らないで係員に必ず返してください。

